

官民競争入札等監理委員会  
第222回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第222回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成30年11月7日（水）10:00～11:11

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
  - 財務省／横浜第2合同庁舎の管理・運營業務
  - 国土交通省／空港有害鳥類防除業務（東京国際、新潟、宮崎、鹿児島、那覇空港）
  - 内閣府・原子力委員会／アジア地域原子力協力に関する調査業務
3. 「第17回地方公共サービス小委員会」の審議結果について
4. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集の結果について【非公開】
5. 「施設の管理・運營業務に係る経費節減等に関する研究会」について（案）【非公開】
6. 閉 会

○稲生委員長 定刻となりましたので、第222回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。本日は、議事次第のとおり、2から5までご議論いただきたいと思います。このうち議題4、5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開としまして、後日、議事要旨を公開することといたします。

それでは、議事次第2の実施要項（案）について、3件のご審議をお願いしたいと思います。実施要項（案）につきましては、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。質疑は各小委員会ごとに行うことといたします。

まず、小委員会Aの1件、「財務省／横浜第2合同庁舎の管理・運營業務」について、主査の古笛委員より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○古笛委員 よろしく申し上げます。小委員会Aよりご報告させていただきます。横浜第2合同庁舎の管理・運營業務についてです。まず、カラーの資料A-1をごらんください。

本件は、神奈川県横浜市中区にございます横浜第2合同庁舎、延べ床面積が7万2,127平米の建物の管理・運営に関するものです。もとは、平成25年6月14日の閣議決定の公共サービス改革基本方針の別表において選定されました。平成28年4月から31年3月の3年間に続き、今回、第2期目です。

事業の内容としましては、電気・機械・監視制御設備点検業務、その他清掃業務、警備業務の3業務から成っております。従来、平成27年度以前は、この資料A-1にありますとおり、6業務が単年化契約という形でした。それで、第1期目は6業務を包括化した上で3年間としたものでした。

その結果ですけれども、資料A-2をご確認ください。説明会には22者が参加され、応札も3者、予定価格超過が2者と、競争性は一応確保されているんですけれども、経費削減の面では、28年、29年、30年と従来の額よりも超過しているというような状況でした。第1期目の評価のときに卒業という話もあったんですけれども、人件費向上の傾向を踏まえても、やはり経費削減の面で問題があるのではないか、6業務を一気に包括化したというところにも問題があるのではないかということで、第2期事業についても市場化テストを継続して実施することが適当ということになりました。

それを踏まえて、小委員会Aでもいろんな意見を出させていただいたんですけれども、結果として第2期目につきましては1業務を3つに分割することになりました。電気・機械・監視制御と清掃と警備業務という形です。

さらにそのほか、資料1-1の3に記載されているとおり、細かいこともあるんですけれども、横浜事務所内で検討した結果、汚水槽・雑排水槽を除外するだとか、それから、業務の性質上、財務局業務である計画修繕を除外するだとか、あるいは実施に合わせて照明器具清掃は過剰なので削除する、設備の更新や課名変更に伴う型番や設置場所の変更をしたりとか、入居官署増加に伴う清掃面積を変更したりだとか、それから専有部分面積の清掃については入居官署が実施するため削除するだとか、警備についての資格の有無や配置を変更するだとか、事細かな修正がいろいろなされました。

実施要項（案）の審議結果については、特に意見は出ませんでした。前は説明会の参加者がたくさんいらっしやったので、減るようなことがあったら、少なくなったならば、いろいろ声かけとかをしていただきたいというようなお願いをしたところ、それは承知したというご回答をいただきました。さまざまな入札改善策が十分講じられているので、競争性、費用削減効果が期待できると思われまます。

パブリックコメントについては、特に意見はありませんでした。以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。お願いします。

○井熊委員長代理 ご説明ありがとうございます。これ、前回のこの入札というのが必ずしも競争性がなかったわけじゃなくて、3者、予定価格超過がありましたけど、やっぱり3つに分割すればこれをもっとより一層高いレベルを狙えるという、そういう理解で分割されるんですか。

○古笛委員 はい。実はこの横浜第2につきましてはひとしお紆余曲折があつて、当初は、もう競争性も確保できているし、一般的に人件費も向上しているのので、経費削減の面でもこの程度であればいいのではないかというような話もあつたんですけども、財務省に関しては同じような合同庁舎の管理・運營業務がありまして、ほかのところはもう少し、同じ人件費向上とはいってもうまく経費削減ができていところもあるのので、やはりこの6業務を一気に包括化したというところはいかがなものかと。やっぱり過去の経緯を踏まえてももう少し分けたほうが、少なくとも清掃、警備とかについては経費削減の効果も大きくあらわれるのではないかとこのころに期待して、もう1期お願いさせていただいたところ、財務省のほうもそれを受け入れていただいて、いろいろな細かいところも全部工夫していただいたという状況ではあります。

○古尾谷委員 よろしいですか。

○稲生委員長 はい。

○古尾谷委員 全体の結論についてはこれで結構だと思います。引き続きやっていただくということでいいんですけども、横浜の地区、MM地区の一面に第2庁舎がありますので、今、横浜の地区は、大学の移転とかさまざまな形で第2のブームになっていて、立地が非常に進んでいるんですね。横浜市役所も新しい庁舎が第2庁舎のすぐそばにできるということで。ビルメン協会からは再三の要望を受けていまして、それから、オリンピックに向けて、東京都内もそうですけど、ビル需要が非常に高まっているということで、要員の確保、資格者の確保に混乱が生じているということが現実にあります。ですから、管理料は基本的にはどの段階でも上がっているんですね。それで、場合によっては不落ということになって、落札ができないという状態が続いていますので。で、横浜自体のビルメン協会は規模が小さいです。ですから、外からかなり東京の業者さんや大阪の業者さんが入札に参加するという傾向が続いていて、それで、大阪の業者さんなんか来ると、結局、

入札するときには人員がそろったきれいな書類で来るんですけども、実際に始めて1カ月たつと人がいないという状態で、それから要員も、はっきり言ってアルバイト的な人をその場で確保するというので、この他の委託についてはそういう課題が非常に指摘されています。入札段階ではとっていきただけですけども、実施段階に至るといろいろな理由をつけて開始がおくれているという事態が生じていますので、横浜市内でも核心部にある庁舎ですので、そういった面では、現場の柔軟的な対応が必要になってきているのではないかと思います。公共的施設についても非常に包括的委託をしているところは皆、入札段階でなかなか落ちないという事態が生じておりますので、その点についてはぜひ。愛知県に聞きますと名古屋近辺もそうだと。立地が非常に盛んな地域はそうになっているということで聞いておりますので、結論についてはよろしいですが、地域事情をよく考慮しながら、どういう趨勢として、金額だけ見ていくと高どまりしているんじゃないかと思われても、全体の金額が高くなっているときにここだけ安くしろというわけにはなかなかいかないと思いますので、その点はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○稲生委員長 貴重なご意見ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、続きまして、小委員会Bの1件、「国土交通省／空港有害鳥類防除業務」につきまして、主査の井熊委員さんより説明をお願いいたします。

○井熊委員長代理 はい、報告させていただきます。この業務は、後ろのほうに資料B-1という写真入りの資料がついております。この資料にございますように、この業務では、空港及びその周辺における航空機と鳥の衝突を防止するというようなことで、要員を常駐させて、銃器等の防除機器でもって威嚇を行って衝突を防止する、及び観察によって鳥類の動静の把握を行うというようなことでございます。

実施施設は、東京国際空港、新潟、宮崎、鹿児島、那覇の5空港。事業期間は、31年から34年までの3年間ということでございます。これまでの経緯でございますけれども、この仕事は非常に特殊性があるということで、財団法人が1者でずっと入札をしたということで、24年度に公共サービス改革基本方針別表に自主選定で記載することになったということでもあります。以降、仙台で市場化テストを開始以降、対象空港が拡大しているというようなことでございます。今回の実施要項は2巡目になるということで、あと東京国際空港と新潟空港が新たに追加されたということでございます。

この事業については、これまでも実施をされているということで、前回の事業の評価を踏まえた対応ということがまずあります。まず、セミナーに参加した事業者に対してアンケートを行ったんですが、実際に任意のアンケートだけじゃなくて、もっと積極的にヒアリングをして入札参加者を増やさなくちゃいけないんじゃないかというようなことで、その参加ヒアリングは実施したということでございます。

それからあと、説明会につきましては、大都市での説明会だけを行っている傾向があったんですが、ほとんどのところは一般財団法人航空保安協会だけが入札をしているというようなことなんですけども、1空港だけ、鹿児島空港が、結果的にはこの財団法人が落札はし

たんですけれども、民間事業者が入札に応札をしたという実績がございまして、これは、大阪でのセミナーだけではなくて、現地の鹿児島できちんと説明会を行ったというようなこともありまして、そういう現地での説明会も行ってくださいというようなことをこの前の評価のときにお願ひしました。それに対しても実施をしたというようなことでございませぬ。

あと、どのくらいの衝突回数まで許容するかという質については、地域の特性を反映してくださいと。これについても対応したというようなことでございませぬ。

その他細かい修正事項なんかも経た上で今回の審議に及んだところでございませぬ。その意味では、いろいろ難しい事業の中で検討されているというようなことはあったかなと思ひます。その上で、細かい字句の修正と、及び、どのような防除機器を使って業務をすればいいかということについて標準例というものが示されているんですけれども、これはあくまで標準例であつて、民間はいろんなことを提案できるんだというようなことになっておりますので、その辺をもっと周知するというようなことを行ってくださいというような指摘がございませぬ。これについても、民間の提案を受け付けるということをお約束いただきました。

また、パブリックコメントも実施してございましたが、細かい文言修正の範囲でありまして、内容の修正に至るようなものはございませぬでした。簡単ですが、以上でございませぬ。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。はい、お願いします。

○清原委員 今の報告については私としては了承いたしますけれども、質問させていただきたいと思ひます。このような航空機に与える鳥類の影響による支障については時々報道されることがあり、やはり深刻なことではないかなと感じているんですけれども、実際にこの取り組みの中で、この仕組みがあつて防げた鳥類の事故というんでしょうか、その件数などについては把握をされていらっしゃるでしょうか。

そして、今回、対象の空港も徐々に増えているということですが、これだけ航空機が重要な公共交通になってまいりますと、今後ともそうしたニーズは広がっていくと思ひますが、先ほど、銃器を扱える作業員の確保が難しいということで、なかなか実際にはニーズに適うような体制というのが難しいというお話もございませぬ。その辺についての将来のこの事業の見通し等についても審査過程でご協議があつたのでしょうか。教えていただければと思ひます。よろしくお願いします。

○井熊委員長代理 よろしいですか。まず、2つのご質問のうち前半につきましては、先ほどのB-1のほうで左下にグラフが出ておるんですけれども、赤い線がこういうパトロールを入れてない空港で、青い線が入れている空港ということで、直近であれば、入れてない空港が衝突回数が1万回当たり9.5回に対して3.7回ということで、この差が防げた差なのかと。明らかに効果はあるというふうに考えてよろしいのかなと思ひます。

済みません、2つ目については、十分この会議では議論はされなかったというふうに考えております。事務局のほうで何か追加とかあれば。

○清水谷企画官 実際問題、いろいろ鳥が当たると大変なことになるわけですけど、そういういろんなところで、もちろん我々は国営の空港を対象にしておりますので、成田とかそういうところは別にちゃんとそれはそれで取り組んでおられるという中で、銃器を使った防除以外の、それにまさるような効果的なものは、技術的なものは今はないという現状ですので、それが開発されればそういうこともあります、それが開発されるまではなるべくそれでやらないといけないということのようでもあります。

○清原委員 ありがとうございます。この表によりますと、確かに衝突は回避されているという効果がある事業です。ただ、一般的に、銃器を扱うということによって安全が保たれるというのは、国民感情的にはなかなか難しいところもあるので、これは全然視点が違いますけれども、ぜひ空港関係の研究の中でこの鳥害を防除できるような、電波なのか何か、鳥が空港に近寄らなくするような、そんな技術開発が研究の世界で広がればいいなと思いますし、一方で、鳥もまた自然環境、生態系を守る上で象徴的な存在なので、鳥が、ここにあって「有害鳥類」となっているのが重要なポイントだと思うので、ちょっと視点が違ったところにずれて申しわけございませんが、私たちのほうからぜひ空港有害鳥類防除の何らかの科学技術の開発というか、その必要性が問題提起できて、できれば、これだけのコストもかけず、また、銃器を使わずというような方向が出ればいいなと思いましたので、何らかの機会に発信していただければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○関野委員 済みません、Bグループの関野でございます。この件について私自身も検討したんですけども、銃器を使うから2人勤務で、人も増えてしまうしということで、実砲以外の方法について検討はしていただきたいということを要望しました。ちなみに、成田空港ではエアロレーザーというレーザー光線を流すことをやっていて、ほとんど空砲だそうです。実弾は使わないということです。やっぱり民家が近いということですね。なので、そういう意見というか、やり方もいろいろあって、鷹も実験してみたけれども、やはり鷹は一時的にしかかきかなくて、カラスはすぐなれてしまうという問題があるそうで、いろいろ空港でもアイデアを出して実験はしているとのことでした。以上です。

○清原委員 どうもありがとうございます。貴重な情報をいただきましてありがとうございます。

○古尾谷委員 ちょっとよろしいですか。

○稲生委員長 はい。

○古尾谷委員 バードストライクですけども、大変重大インシデントにつながるあれなので、これ、貴重な事業だと思うんですけども、都道府県で今、有害鳥獣駆除というのは指定で、例えば鹿1万頭駆除とか、みんな猟友会に委託とかそういう形でやっています。若干気になるのは、航空保安協会という組織、よくわからないんですけども、おそらく

旧運輸省の外郭団体、空港関係のだと思いますが、担い手が非常に少ないので、銃を持って。今、猟友会もほとんどが60歳以上で、若手の育成とか——最近、狩猟免許、厳しくなっているので取る人が少なくなっているんですね。そういう面で心配なのは、私どもが鳥獣の委託をある程度選定してやっても、丸投げして別の団体にやらせるという事例があります。ですから、航空保安協会がそれなりの人員を抱えた団体なのか、その上で組織として地元猟友会等に、ある意味では、それぞれの鹿児島は鹿児島県の猟友会に委託をしているんだとしたら、直で鹿児島県の猟友会に委託したほうがですね、時々、やっている猟友会の会長さんなんかからそういう声を、「いろんなことを言われるんだけど、直接こちらに言ってくれて、結局、その中間的なマージンだけは取っちゃっているんじゃないか」みたいなことを言われることもありますので、再委託してないんですよ。それは組織の中でやっていらっしゃるんですよ。

○稲生委員長 事務局、いかがでしょうか。

○清水谷企画官 再委託はしてないと思います。しかも、このやり方も、銃を撃つというだけじゃなくて、ほかにもいろんな方法がある。私も実際に羽田空港に行ってみてきましたけれども、いろんな方法の中で最低限使わざるを得ないときだけ銃、実弾を使う。その実弾を使う必要がなければ空砲を撃つと。空砲を撃つてもすぐ戻ってくるので、ほんとうに危ないときだけ使いますという話なので、それだけやっているわけではないということですね。

○古尾谷委員 今のお話で、実弾撃って、これ、表を見ると、実弾の量は非常に多いですね。たまたま私、環境審議会の委員やっているので、鉛の弾というのは重金属なんですね。それで汚染の問題があって、国体のたびに、射撃場を持っている県では鉛の除去をやらなきゃならないと。それ、何十億の金かかっているんですね。埼玉県でも神奈川県でも。実質的に空港でも、仮に言えば、これ、銃で発射した弾を処理して回収しない限りは重金属汚染につながりますので、それは国際的にはかなり厳しい規制がされているはずなんですね。ですから、状況としては、実砲と空砲のあれを見ても2,000発くらいしか変わらないで、3,000発以上が出ているということだと、基本的には、成田なんか実砲を使わないというのはやっぱりそういう汚染の問題もあると思うんですね。一旦出せば、それを除去するのは大変な作業で、積み重なっていくと何十億、数十億の金がかかってしまうと。社会的経費もかかりますので、基本的には、清原先生おっしゃるとおり、新しい技術が開発されて、そういう実砲を使わなくてもできるような形になるのが一番だと思いますけれども、鉛弾でない弾もたしかあると聞いていますので……高いのかな、それ。そこら辺はちょっと費用対効果で安易に流れないようにしたほうがいいのかって気はちょっといたします。

○稲生委員長 どうぞ。

○稲葉委員 ちょっと議論がいろんな方面に発散している可能性があって、もちろん、選ばれた保安協会のやっていることがどうかということについて吟味を尽くすというのは大

事なことなので、それはやったほうがいいと思いますが、それはこの場でやるべきなのかどうかというのはちょっと疑問に思いますが、いずれにしても、それはおいておいて、ここで議論すべきなのは、有害鳥類防除業務というのが、特に空港でこういう業務をやるということが特殊個別的な業務なのかですね。あるいは、この種の業務というのはもっと一般的に、空港でなくても有害鳥類防除業務として一般のビジネスニーズがあるものなのかですね。もしこの業務が空港の有害鳥類、特殊、そのためだけにほとんど使われるようなビジネス技術であるとすれば、これは幾ら競争入札をいろんなところにかけても応札はしてこない。保安協会ばかりだということだと思っますね。何かこの業務、ある種の業務が特定の分野だけに通用するものか、あるいはもう少し普遍的に民間でもいろいろニーズがある、そういう普遍的な業務なのか、それを識別する何か指数というんですかね、あるいは判断基準というんですかね、そういうのを持っておいたほうがいいのではないかという感じがするんです。もちろん、そういうことがないので、この結論についていいかどうかってなかなか言いがたいんですけども、何となくこの業務は空港の防除業務として非常に特殊であって、それゆえ、それに詳しい先が1者しか応札してこないし、結果的に落札先は1者になってしまうということではないかと思っますけど、その辺のところ、どういうふうな腑分けを今後していったらいいかというようなことを少し検討していったらいいんじゃないかと、長期的な課題で。この点について。この問題についてどうこう言うつもりはありませんけれども。

○井熊委員長代理 いいですか。

○稲生委員長 はい。

○井熊委員長代理 これは、今回、広く積極的にアンケートを行ってくださいという要望もありましたけど、一応、説明会には、大阪のセミナーでやった場合にも、鹿児島県の現地でやった場合にも民間事業者が来ていて、それで鹿児島県では民間事業者が応じていて、やっぱりそういうマーケットの調査というのをもう少し進めないといけないかなというのは議論として行っております。

○稲生委員長 いろいろと貴重なご意見ありがとうございました。清原委員さんおっしゃったように、実弾を使うというこの手段の妥当性というか、そういった議論をいただきました。それから、古尾谷委員さんからは、鉛弾についての処理の場合も含めていろいろと問題があるだろうといったようなこともありました。これら2点については、おそらくこの業務そのものに関するものもありますので、ここで議論するというのはちょっと難しいこともありますので、議事録にはもちろん残していただいて、事務局のほうから実施主体に対してフィードバックをいただきたいと思っます。

それから、稲葉委員のほうから、この業務は普遍的なのか、あるいは特殊なものか、あるいは特定の業者あるいは団体にしか対応できないのかどうか、こういったような問題があるかと思っますので、この件に関しては事務局のほうでもちょっと情報収集をしていただいて、またフィードバックいただければと思っます。

時間もございますので、一応、意見についてはこれでとりあえず閉じたいと思いますけれども、結論的に、この実施要項については皆さんよろしいということでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、これからの処理については事務局をお願いしたいと思います。

それでは、次に参ります。最後に、小委員会Cの1件でございますが、「内閣府・原子力委員会／アジア地域原子力協力に関する調査業務」につきまして、主査の尾花委員よりご説明をお願い申し上げます。

○尾花委員 はい、ご説明申し上げます。原子力委員会のアジア地域原子力協力に関する調査業務と称する業務の実施要項(案)を審議いたしましたので、内容を報告いたします。

資料3-1をご覧ください。本事業は、市場化テスト2期目の継続案件でございます。実施期間は、平成31年4月から34年3月までの3年間を予定しています。

では、このアジア地域原子力協力に関する調査業務という業務は一体何なんだろうかということにつきましては、カラー刷りの資料C-1をご覧ください。冒頭に、「アジア原子力協力フォーラムの枠組みを利用して、参加国による積極的なパートナーシップによる研究協力を20年以上に亘り実施している」という記載がございます。この原子力フォーラムは、日本、オーストラリア、バングラデシュ、中国、インドネシア、カザフスタン、韓国、マレーシア、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナムの12か国がパートナーシップによって原子力を研究していこうという会議体でございます。

この事業は何かと申しますと、右側の会合の運営というのをごらんください。会合の運営をするというのが主たる業務であると理解いたしました。会合には4つぐらい種類がございます。大臣級会合、上級行政官会合、コーディネーター会合、スタディ・パネルの開催及び運営、このような会合がございます。この会合は、やはり原子力委員会のほうで主導し、その運営を民間事業者が行うというもので、具体的には、航空券を発注したり、宿泊先を手配したり、通訳を手配したり、会合の場所を準備したりというものでございます。招聘する大臣等はもちろん原子力委員会のほうで決定されるもので、内容としては会合の運営業務というもので、特殊性がそんなにあるようには思われませんでした。

ただ、その準備段階として、左側をごらんください。調査という緑色のものがあるのですが、参加国の原子力政策動向等の調査、FNCA個別プロジェクト実施状況等の調査、各国の原子力発電及び非発電の両領域での政策課題、技術課題への取り組みの動向調査とございます。この調査業務というのが本業務に入ることによって特殊性が増すのではないかという懸念が非常にあったのですが、委員会の審議のときには、原子力の専門家の小佐古先生にもおいでいただきましたところ、この調査というのは専門性がそんなには高くないですよというご助言をいただき、むしろ、その原子力協力フォーラムの中に、調査の2番目にあるFNCA個別プロジェクトというのがあるんですが、このプロジェクト自体は従事している方は原子力の専門家であって非常に専門性の高いものであるけれど、本業務

の調査というのはプロジェクトで実施状況を調査するだけで、プロジェクトが行う調査ではないから、専門性はそんなに高くないですよというようなお話をいただきました。

さらに、事業のイメージを持っていただくために事業規模を申しますと、海外渡航費等を含めて年間3,000万円程度です。ですので、そんなに壮大な会合でもなさそうですし、調査も非常に特殊・複雑・深い研究のようには思われませんでした。

そこで、実施要項（案）について見てみます。従前の事業評価などを見ますと、実施要項（案）自体が多少誤解を持たせるようなものであったというような指摘がございました。資料3-1、2の①をご覧くださいませ。各国の言語に精通していることが必要かのような誤解を生じていたので、それを直すような修正をしたとございます。さらに、この調査業務と会合業務の両方を実施することができないという業者さんがいたので、分割も考えていただいたそうなんです。全体が3,000万円程度の事業です。会合が主で、その準備の調査を分けて委託することも能率がよくないということで、共同事業体を構成するということを明示することとしたようです。原子力関係の事業を審議させていただいてみると、専門性がどの程度なのかというのが審議している委員のほうでも非常にわかりにくいので、この点について実施要項の明確化というのが、この事業の競争性を高めるためのポイントかと考えております。

2.の2番目の黒丸ですが、そこで、実施要項（案）については、業務内容、過去の実績、進捗状況等の明文化・明確化を図って、この事業をより理解していただくという方向での修正を加えていただきました。裏面2ページの②ですが、関係資料の閲覧サイトを明示することに加えて、印刷物の貸し出しを可能とするという形で事業の内容を広く理解してもらう努力をしていただいております。

さらに、実施府省のほうでは、入札参加を促すために、広報活動の拡充を行うということで、電力・エネルギー業界のみならず、新たに、国際会議の実績等を有する事業者に対しても入札説明会や個別相談会を積極的に実施予定とのことでした。さらに、現行事業者については、資料C-2をごらんいただきますと、平成25年から原子力安全研究協会というのがずっと1者で応札しておりますので、そういう現行事業者から次期事業者への準備期間・引き継ぎ期間に余裕を持たせるために、入札スケジュールを1か月前倒しする等の改善をしていただいております。

3でございますが、審議においても、やはり実施要項の明確化というところでポイントを置かれ、実際、調査業務として何をやるのかということについて具体的な明記をしていただくようお願いし、対応していただいております。また、評価項目一覧表の評価の基準についても、不明瞭な点を訂正していただいております。

意見募集をいたしました。2者から意見が寄せられ、字句、用語等に関する指摘事項については対応しましたが、実施要項（案）の修正に至る意見はございませんでした。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご

意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○井熊委員長代理 じゃ、よろしいですか。

○稲生委員長 はい、お願いします。

○井熊委員長代理 ご説明ありがとうございます。C-2を見ると、公サ法による民間競争入札が行われたときに仕様書取得者というのが7者ぐらい来ているんですが、この中には民間事業者も入っているんですかね。

○事務局 ご質問ありがとうございます。民間事業者、シンクタンク系、研究所を含めて7者でございましたので、一応含まれております。

○稲生委員長 ほかにいかがでしょうか。そもそもこれ、調査業務ってあるところが誤解というか、本来はロジがおそらく中心になっていて、そのロジを進める上で必要なデータとかそういうのを調査としているんでしょから、若干そこら辺が残念だなという感じもいたしますですね。

○尾花委員 済みません。

○稲生委員長 はい、お願いします。

○尾花委員 事業の内容、事業をどのように明記するかと、非常に重要かと思われまして、本来これ、調査業務ではなくて、会合業務、括弧……。

○稲生委員長 会合支援業務とか、そうですね。

○尾花委員 そうですね、(調査含む)みたいな形にしたほうが、より入り口として電力・原子力業界以外の方が興味を持っていただけるのではないかと思いましたが、その業務の継続性の観点からなかなか題名は変えにくいというふうにおっしゃる実施府省も多く、最初につくるときに検討いただくのいいかなと思っております。

○稲生委員長 そうですね。はい、ありがとうございます。ほかによろしゅうございますでしょうか。それでは、この実施要項(案)についてもこれで結構だということでございます。それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして付議されました実施要項(案)3件については、監理委員会として異存はないということにしたいと存じます。若干宿題が出ておりますので、事務局のほうで整理をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事次第3に参ります。「第17回地方公共サービス小委員会」の審議結果につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小原参事官 資料4をごらんください。第17回地方公共サービス小委員会における窓口業務についての審議概要を報告します。「窓口業務に関する今年度の取り組み状況について」と題して5点報告し、ご審議いただきました。

1点目、「標準委託仕様書等の拡充」として、本年3月公表の2業務に加えて、新たに「後期高齢者医療制度関係の受付及び被保険者証等の交付等」、「地方税法に基づく納税証明書の交付」、「転入者への転入学期日等の通知」、「埋葬・火葬許可」、「自動車臨時運転許可」の5業務に係る手順書を作成する旨、事務局から報告しました。

2点目、モデル自治体における委託効果調査について、事務局から成果物のイメージとして、委託前後の業務量調査並びに市民サービス、業務効率化及び経費の視点で委託効果をまとめる方針を説明しました。

3点目、「標準委託仕様書等の全国展開」について、事務局から、地方公共団体の集まりである日本公共サービス研究会、埼玉縣市町村課行政改革研修会及び東京都市町村企画研究会にて講演した旨、報告しました。これまでの講演の際のアンケートで、標準委託仕様書等を「参考にした又は参考にする」と回答した自治体は69団体でございます。

4点目、平成30年3月に公表した「窓口業務の民間委託を実施している地方公共団体の各種情報を整理したデータシート」が膨大で使い勝手がよくないことから、データを検索できるように作成中の検索画面のイメージを事務局から説明しました。

5点目、地方公共団体に有益な情報を提供するため作成中の資料についてです。協力を得られた10団体に係る「窓口業務の民間委託による効果についての参考事例」の取りまとめ方針を事務局から説明しました。市民サービス、業務効率化及び経費の3つの視点で取りまとめていくことに関して、概要、次のとおり委員からご意見をいただきました。委託を検討する団体の参考となるよう、委託先事業者の職員数とともに、窓口業務の民間委託を実施する課の直近の職員数も明記することが望ましい。コスト削減だけを見るのではなく、実際の市民サービスの向上、職員の業務効率も見ていくことは非常に大切である。公権力の行使に当たるので委託できない事務がある。競争性を確保するという趣旨から、調達方法及び入札状況について記載すべきである。競争性が働いて受託者が変更になる際に確実な引き継ぎがされるよう、どのような手だてがされているのかを記載すべきである。窓口業務の民間委託を実施するに当たっての留意点が、定量的なデータも含めて記載されていることは好印象である、というものです。

今後、地方公共サービス小委員会での指摘を踏まえ、参考事例の取りまとめを事務局において進め、メールにて地方小委委員に報告の上、監理委員会に報告することとされました。以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言願いたいと思いますが、主査の古尾谷委員さんから何か追加してコメントございますでしょうか。

○古尾谷委員 基本的には報告でございますので、当日の小委員会でも申し上げましたけれども、私、初めての地方公共サービス小委員会に出席して、全国市長会、全国町村会、あとは私ども知事会、執行三団体においては、窓口の民営化を進めることについては基本的には合意しているんですが、その推進に当たっては、例えば過疎地域や人口減が急減している地域では、そういうサービスを委託する主体がないんですね。そういうところを一律的に、一時、総務省が交付税措置の中身でトップランナー方式というのを強く打ち出してきましたけど、要するに、こういう委託を率先してやるところには措置をするという言い方をされたことについては、極めて異論がございます。そういう受け皿づくり

や地方における公共サービスの在り方の根本を考えないまま、公共サービスの委託化をしゃにむに進めるというのは、これは理解ができません。私が主査の立場でお話しするのは不穏当かもしれませんが、そういう検討の中身で、決まったことだからといって、そういう声に対しては私ども何ら回答を得られておりませんので、今、地方制度調査会も進められておりますが、大きな視点の中でやっていただかないと、単に一部のできるところだけがやるというと、なかなか手を上げる団体が少ないところというのはそこにあるということをご理解を願いたいと思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。重要なご意見だと思いますけれども、この点について事務局はいかがでしょうか。私どもの役割との関係もあろうかと思いますが、何かございましたらお願いします。

○小原参事官 私どものほうでは、自治体においてメリットあること、今回、参考事例の取りまとめも進めておりますけれども、市民サービスの向上ですとか自治体の職員の超過勤務の縮減ですとか、あるいは定員削減とか、それぞれ各市において目的を持って進められる一つの手段として窓口の委託というのを進めていただければいいのではないかと考えております。

○古尾谷委員 お答えになってないと思いますけれども、申し上げているのは、同じ総務省の中で別々にやっているわけですよ、行政課のほうでやっているわけですから。それでしたら、総務省の中で「地方公共サービス小委員会でこういうのを進めているけれども、課題が指摘されている」と、きちっとやっていただいた上でやらないと、行政は受ける主体のほうは全部一緒に来るわけですから、同じことを両方考えなきゃならないので、その点については、やはりこっちはもうこれで公共サービスで——私も賛成です。基本的に業務を見直ししないと人員縮減に間に合いませんので、その部分は徹底的にやっていただくということで私自身もやってきましたけれども、ただ、一方ではやれない自治体もあるということです。そのところについてどうするのかというのは、今、少なくとも中枢都市圏の強化とかさまざまな大きな議論になっている最中ですから、公共サービスを進めていくに当たっては、単純に69団体が100団体になりましたという報告ではなくて、どういうふうに受け皿をつくっていただきたいという形で、それはもう地方の再編にもつながる話なので、その中では、要するに1万人以下の市町村に幾ら言ってもなかなかできないのはもう目に見えているわけですね。ですから、圏域的に共通の事務基盤を設けるとかさまざまな手段を、逆に言うと公共サービス小委員会としての提起、私は提起すべきだと思います。その上で対応措置を考えていくということが一方でない、先行しているところだけが、いい事例だけがこうありましたということだけでは、市町村長さんに何度お話を聞いてもちょっと首をかき上げるばかりのところがありますので。

それと、現実に現場のほうは、例えば証明書とかそういうことの交付というのは端的な事務ですけれども、地方団体、例えば逗子における、要するに住民票の交付、これ、職員がやったことで、誤ってDVの方にお渡ししてしまって、その結果、その受けた方が殺さ

れてしまったという事案は、事務の中身で極めて大きな話なんですね。それで、市民アンケートを逗子市がとったところでも、住民票の交付とか、あるいは戸籍等の交付に当たっては細心の注意を図ってもらいたいと。それが委託化によって解決されるのかというところは、質の担保も含めて公共サービスの在り方、公権力の行使という視点では極めて重大な話で、事件が起こっているわけですから、その点については私どもにも責任がありますので、端的には、こういう担保をしながらやるんだとか、そういうところでいい事例があればきちっとそれを示していただくというのも責務だと思いますので、単に省力化あるいは職員数の削減につなげるという考え方だけではなかなか進まないと思いますので、公に対する信頼がなくなってしまうかねないということと言われる市長さんもおられますので。

それから、団体への委託等につきましても、要するに、地元で担い手がいなければ他から来るわけですね。少ない雇用の中で、小さな市町村の中でそのやるサービスは、ほかの地域、大都市地域にある一定のそういうサービスをできる団体が入ってくるということについては、これは地域経済の観点から異論がございます。そうしたものももろもろあるということを踏まえながらやっていただくのが筋だと思いますので、その点についてはぜひよろしくをお願いします。

それから、総務省の中で、一方では行政主体でいろいろな形で地制調等で議論が始まって、大きな議論で始まっているわけですから、そうしたこととこういうものとの相互の連絡性が保たれないと、ここはこれだけの考えだから、これだけのことだけやっていきますということでは、僕が参加しているのもそっちのほうにも、少なくとも地制調も関知ですので、中身に入っていますので、何かすごく気になるわけですよ。一方でこういうことを言って、一方ではできないよという現実があって、一方では進める、進めることが役目ですよというのは、なかなか合わない話だと思いますので、ぜひよろしくおっしゃりたいと。少なくとも伝えるだけ、この中身が伝わっていると思いますけど、伝えて、こういう課題が指摘されていますというのは、常に振り返ってみる必要はあるのではないかと考えていますので。長くなりましたけど、申しわけありません。

○稲生委員長　ご意見ありがとうございます。本当におっしゃるとおりでございまして、総務省の中の話はちょっと私どもの委員会ではどうのこうのということではないと思いますけれども、ぜひいただいたご意見、特に、なかなか業務を委託したくても委託先がない地方があるんだということの問題、この点については重要なご指摘かと思っておりますので、これは議事録にも残していただいて、省の中で共有いただければと思います。

それから、一方で、私どもも、実際に現場で起こっていること、例えば委託する中で偽装請負の問題が数年前にあったときに、これは真摯に我々でも議論いたしまして、再発防止についてどういったことが考えられるのかといったようなことも議論したということもございまして、我々の委員会で議論できることについては積極的に取り上げていきたいと思っておりますし、また、地方公共サービス小委員会でもご議論いただきたいと思っておりますので、ぜひ古尾谷主査には今後ともご協力、ご意見賜ればと思います。よろしくおっしゃりたいま

す。

本件についてほかにご意見いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。はい、お願いします。

○稲葉委員 かねて窓口業務については、単に地方の公共サービス云々かんぬんではなくて、この場でも、窓口業務としての重要性に鑑みて機械的にアウトソースすることがいいかどうかというのは再三にわたって議論してきたわけで、だから、せっかくですから、こういった地方の公共サービスというようなことに限らず、全体的な公的サービスの窓口業務の重さというようなことについてどういうふうを考えるかというのは議論しておいたよといは思いますですね。

○稲生委員長 ありがとうございます。この件については、では、議事録にとどめていただいて、事務局で今後検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局におきましては、引き続き、監理委員会及び地方公共サービス小委員会での議論を踏まえて今後も作業をお進めいただきたいと思います。

続きまして、議題4ないし5でございますが、非公開での審議となりますので、傍聴者の方がおられましたらご退席をお願いしたいと思います。

(中略)

○稲生委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了しました。これで本日の監理委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —